防火対象物点検資格者講習事務規程

制　　定　平成14年12月12日　消安セ規程第13号
改正経過　平成16年６月１日　消安セ規程第20号　一部改正
平成23年３月29日　消安セ規程第９号　一部改正
平成25年４月１日　消安セ規程第１号　一部改正
平成26年３月５日　消安セ規程第８号　一部改正
令和元年10月１日　消安セ規程第11号　一部改正
令和２年11月１日　消安セ規程第15号　一部改正
令和６年４月１日　消安セ規程第６号　一部改正
令和６年10月１日　消安セ規程第16号　一部改正

第1章　総　則

（趣旨）

第１条　この規程は、一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）が、消防法施行規則（昭和36年自治省令第６号。以下「規則」という。）第４条の２の４第４項の規定に基づき、総務大臣の登録講習機関として行う防火対象物点検資格者講習（以下「講習」という。）の事務の実施について必要な事項を定める。

（講習事務実施の基本方針）

第２条　安全センターは、規則及びこれに基づく告示によるほか、この規程に基づき、講習の内容の検討、講習の実施方法、修了考査の判定、免状の交付及び回収（これらの事務に係る苦情処理を含む。）、その他の講習の実施に必要な事務（以下「講習事務」という。）を適確かつ公正に実施するものとする。

（講習事務を取り扱う日及び時間）

第３条　講習事務を取り扱う日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、次に掲げる日に第13条に規定する実施計画による講習を実施することとした場合にあっては、この限りでない。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　12月29日から翌年の１月３日までの日(前各号に掲げる日を除く。)

２　講習事務を取り扱う時間は、午前９時から午後５時までとする。

（講習事務を取り扱う事務所及びその実施地）

第４条　講習事務を取り扱う事務所の所在地は、東京都港区に置き、当該事務所が担当する講習の実施地は日本全域とする。

第２章　講習事務の実施体制等

（講習事務の実施体制等）

第５条　安全センター理事長（以下「理事長」という。）は、講習事務を担当役員に統括管理させ、事務局長に指揮監督させるほか、事務局組織規程（昭和50年消安セ規程第１号）に定めるところにより業務部を置き、講習の実施を担当する部門及び免状の交付を

担当する部門の責任者を指名して、講習事務を処理させるものとする。

２　理事長及び担当役員は、講習事務の適確な実施を確保する責任を負う。

（運営委員会）

第６条　講習の運営に関する事項について調査審議するため、別に定めるところにより、安全センターに消防防災関係資格者講習運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置くものとする。

（専門委員会）

第７条　講習用テキストその他の教材、考査問題等の作成及び改訂のため、別に定めるところにより、安全センターに防火対象物点検資格者講習教材等作成専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置くものとする。

（講師）

第８条　講習の講師は、担当する講習科目について高度な知識及び技術を有し、かつ、講義方法に秀でている等、講師として優れた資質を具備し、一定の専門的資格を有する者のうちから、別に定めるところにより理事長が委嘱する。

２　講師の要件等の細目は、理事長が定める。

（講習事務の一部委託）

第９条　安全センターは、講習事務のうち次に掲げる事務を、各都道府県又は指定都市等に存する公益法人等のうち、講習事務の一部を委託するに足りると理事長が認めるもの（以下「事務受託機関」という。）に委託することができる。

(1)　広報に関する事務

(2)　受講申請（講習科目の一部免除及び再考査申請を含む。）の受付に関する事務

(3)　受講通知（講習科目の一部免除及び再考査通知を含む。）に関する事務

(4)　講習会場の確保及び管理に関する事務

(5)　修了考査（再考査を含む。）の管理に関する事務

(6)　その他前各号の事務に付随する事務

２　事務受託機関は、前項各号に掲げる事務の委託を受けた場合には、責任をもってこれらの事務を処理しなければならない。

３　第１項の委託に係る事務の処理に必要な経費は、安全センターが負担する。

４　安全センターは、第１項により委託をしようとする場合には、事務受託機関と委託契約を締結し、講習事務の適確な実施を確保するものとする。

（公平な取扱い）

第10条　安全センターは、講習事務の実施に当たっては、厳正かつ公正を旨とし、講習を受けようとする者のうち特定の者に対し不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（他の業務からの独立性）

第11条　安全センターは、講習事務の実施に当たり、講習事務以外の業務から影響を受けることなく、当該事務を行うものとする。

（秘密保持義務）

第12条　安全センターの役職員及びこれらのものであった者並びに第９条の規定により安全センターが講習事務を委託した事務受託機関の役職員及びこれらのものであった者は、講習事務に関して知り得た秘密を漏らし、又盗用してはならない。

２　運営委員会及び専門委員会の委員、第８条に規定する講師及び第26条第２項に規定する防火対象物点検資格者調査委員会の委員についても、前項の規定を適用する。

第３章　講習事務の実施方法

（実施計画）

第13条　安全センターは、毎年度あらかじめ、講習事務の実施計画を作成し、当該計画に基づいて講習を実施するものとする。

（広報）

第14条　安全センターは、講習の日時、場所、受講申請方法その他講習事務の実施に関し必要な事項を、事務受託機関の事務所において閲覧に供するとともに、安全センターのホームページに掲載するものとする。

２　安全センターは、都道府県、市町村の消防機関その他関係団体の協力を得て、前項の事項を関係者等に周知するものとする。

（本講習の受講等の申請）

第15条　規則第４条の２の４第４項の規定に基づく講習（以下「本講習」という。）を受けようとする者は、別記様式第１号による受講申請書を、本講習の実施地ごとに安全センターが指定する事務受託機関（以下「申請受付機関」という。）に提出しなければならない。

２　本講習を受けようとする者で、消防法施行規則第４条の２の５第２項において準用する消防法施行規則第１条の４第10項の規定に基づき、登録講習機関の行う講習に係る基準を定める件（平成16年消防庁告示第17号。以下「告示第17号」という。）第３に定める講習科目の一部免除（以下「講習科目の一部免除」という。）を受けようとする者は、別記様式第２号による科目免除申請書を申請受付機関に提出しなければならない。

３　再考査（告示第17号第２第３号に定める修了考査をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、別記様式第３号による再考査申請書を申請受付機関に提出しなければならない。

（受講申請書等の受理及び通知）

第16条　申請受付機関は、前条各項による申請書が提出された場合には、原則的にこれを先着順に受け付けることとし、特定の者について不当に差別的な取扱いをしてはならない。

２　申請受付機関は、申請書の記載事項その他の事項を確認するものとする。

３　申請受付機関は、前項により申請書を確認し、本講習、講習科目の一部免除又は再考査を受けることを承認する場合は、速やかに申請者にその旨を通知するものとする。

４　申請受付機関は、申請書を受理しない場合又は受理した後、本講習、講習科目の一部免除又は再考査を受けることを承認しない場合は、理由を付して申請者にその旨を通知するものとする。

（修了考査）

第17条　修了考査は、筆記試験とし、出題形式は、択一式その他解答の正誤を客観的に判定できるものとする。

２　修了考査の合否の判定基準は、理事長が別に定める。

（結果通知）
第18条　安全センターは、修了考査の合否を判定し、その結果を速やかに修了考査を受けた者に通知するものとする。
２　前項の場合、安全センターは、修了考査に不合格となった者に対しては、再考査不合格者を除き、再考査を受ける資格がある旨を併せて通知するものとする。
（免状の交付申請）
第19条　前条第１項により合格の通知を受けた者が告示第17号第４の規定による免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする場合には、安全センターに対し、その指定する期間内に、別記様式第４号による免状交付申請書を提出しなければならない。
２　理事長は、前項の期間内に免状の交付の申請がなされない場合には、免状を交付しないことができる。
（免状の交付）
第20条　安全センターは、前条第１項による免状交付申請書が提出された場合には、免状の交付年月日及び交付番号を決定して、速やかに免状を交付するものとする。
２　前項の免状の交付年月日は、修了考査の期日及び場所が同一の者に係る免状にあっては、免状交付申請の時期にかかわらず同一の日とする。
（再講習の受講等の申請）
第21条　再講習（規則第４条の２の４第５項第６号の消防庁長官が定める期間ごとに登録講習機関が行う講習をいう。以下同じ。）を受けようとする者は、別記様式第５号による再講習受講申請書を申請受付機関に提出しなければならない。
２　消防法施行規則第４条の２の４第５項第６号の規定に基づき、同号の期間を定める件（平成14年消防庁告示第９号）第２の事情により期間の延長を必要とする者は、別記様式第６号による再講習受講期限延長申請書を安全センターに提出し、その承認を得るものとする。
３　消防法施行規則第４条の２の４第５項第６号の規定に基づき、同号の期間を定める件の一部を改正する件（令和２年消防庁告示第13号）第３の事情により期間の延長を必要とする者は、別記様式第６号の２による再講習受講期限の再延長申請書を安全センターに提出し、その承認を得るものとする。
（再講習の受講等の申請の受理及び通知）
第22条　第16条の規定は、再考査に係る部分を除き、前条の受講申請に対する受理及び通知の場合に準用する。
（再講習修了者に対する免状の交付）
第23条　安全センターは、再講習を修了した者に対して、告示第17号第６に定めるところにより、免状を交付するものとする。
（免状の書換え等）
第24条　安全センターから免状の交付を受けている者が氏名又は本籍を変更した場合には、別記様式第７号による免状書換申請書を安全センターに提出し、免状の書換えを受けなければならない。
２　安全センターから免状の交付を受けている者が現住所又は勤務先（勤務先の所在地を含む。）を変更した場合には、別記様式第８号による住所等異動届を安全センターに提

出するものとする。

（免状の再交付）

第25条　安全センターから免状の交付を受けている者が免状を亡失し、滅失し、汚損し又は破損した場合には、別記様式第９号による免状再交付申請書を安全センターに提出し、免状の再交付を受けなければならない。

２　免状を亡失して再交付を受けた者が亡失した免状を発見した場合には、これを直ちに安全センターに返還しなければならない。

（免状の回収）

第26条　安全センターは、免状の交付を受けている者が規則第４条の２の４第５項各号の一に該当するに至った場合には、その者の所持する免状を回収することができる。

２　規則第４条の２の４第５項第４号又は第５号に掲げる事由による資格喪失については、別に定めるところにより、安全センターに防火対象物点検資格者調査委員会を設けて調査を行うものとする。

３　理事長は、前項により免状の回収を行うに当たっては、別に定めるところにより聴聞の手続きを行うものとする。

４　理事長は、前項の手続きの結果、免状を回収した場合には、その旨を消防庁長官に報告するものとする。

第４章　講習事務に係る手数料

（手数料）

第27条　次の表の左欄各号に掲げる者は、それぞれ当該右欄に掲げる手数料を安全センターに納付しなければならない。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第２条の規定に基づき、激甚災害として政令で指定を受けた災害又は激甚災害として政令で指定されることがほぼ確実と認められる災害の被災者については、この規定にかかわらず理事長が定めるところにより、手数料を減免することができるものとする。

<table>
<tr><th colspan="2">手数料を納付すべき者</th><th>手数料の額</th></tr>
<tr><td colspan="2">(1)　本講習を受けようとする者で、科目免除の対象とならない者及び４時間未満の科目免除を受けようとする者</td><td>40,300円</td></tr>
<tr><td colspan="2">(2)　本講習を受けようとする者で、４時間以上８時間未満の科目免除を受けようとする者</td><td>38,100円</td></tr>
<tr><td colspan="2">(3)　本講習を受けようとする者で、８時間以上の科目免除を受けようとする者</td><td>32,600円</td></tr>
<tr><td colspan="2">(4)　再考査を受けようとする者</td><td>3,550円</td></tr>
<tr><td colspan="2">(5)　再講習を受けようとする者</td><td>8,930円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(6)　免状の交付を受けようとする者</td><td>修了考査に合格し免状の交付を受けようとする場合</td><td>1,970円</td></tr>
<tr><td>再講習を修了し免状の交付を受けようとする場合</td><td>1,630円</td></tr>
<tr><td colspan="2">(7)　免状の書換えを受けようとする者</td><td>870円</td></tr>
</table>

(8)　免状の再交付を受けようとする者	1,750円

2　前項の手数料は、あらかじめ安全センターが指示するところにより、安全センターに払い込むものとする。この場合の払込手数料は納入者の負担とする。

3　納付された手数料は、次に掲げるいずれかの場合を除き、返戻しない。

(1)　本人の責めに帰すことのできない事故等があった場合

(2)　その他特別の理由があると理事長が認めた場合

第５章　雑　則

（財務諸表等の開示）

第28条　講習を受けようとする者その他の利害関係者は、第３条における講習事務を取り扱う日及び時間内において、別記様式第10号による財務諸表等開示請求書を安全センターに提出して、次に掲げる請求をすることができる。

(1)　貸借対照表、正味財産増減計算書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）の閲覧又は謄写の請求

(2)　財務諸表等の謄本又は抄本の請求

(3)　財務諸表等を電磁的に記録した磁気ディスクその他これに準ずる方法による提供の請求

2　前項の請求をする者は、別に定めるところにより安全センターに手数料を納入しなければならない。

（苦情及び異議申立）

第29条　安全センターは、講習事務に関し、講習を受けようとする者その他の関係者から苦情又は異議申立てがあった場合には、誠実かつ迅速に対応し、法令その他の規程に則り、適正に処理するものとする。

（帳簿の管理）

第30条　安全センターは、講習に関する次の事項を記載した帳簿を作成し、保管しなければならない。

(1)　講習を実施した年月日

(2)　講習の実施地

(3)　講習の受講者の氏名、住所及び生年月日

(4)　免状の交付の有無

(5)　免状の交付年月日及び交付番号

2　前項の帳簿は、確実かつ秘密の漏れることのない方法により、免状を交付した日から６年間保存しなければならない。

3　帳簿の保存は、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に表示される場合は、当該ファイル又は磁気ディスクにより行うことができる。

（補則）

第31条　この規程に定めるもののほか、講習事務の実施方法等に関し必要な事項は、理事長が定める。

附　則

この規程は、平成14年12月12日から施行する。

附　則

この規程は、平成16年６月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和元年10月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和２年11月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年10月１日から施行する。

別記様式第１号（その１）（表面）

防火対象物点検資格者講習受講申請書

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長　殿

防火対象物点検資格者講習を受講したいので「講習の手引」の記載事項を承知のうえ次のとおり申請します。

なお、この申請書の記入事項に偽りがある場合又は一般財団法人日本消防設備安全センターが定めた期間及び方法により手続等を行わなかった場合には、修了考査の結果にかかわらず資格を失効されてもなんら異議を申し立てないことを誓約します。

年　　月　　日

申請者氏名（自署）

受付年月日
受講番号
受講希望地
都道府県
受講希望日
年　月　日 ～　月　日

フリガナ			生年月日	性別	本籍
氏名	（姓）	（名）	3. 昭和 4. 平成　年　月　日	1 男・2 女	都道府県
	※データ登録しますので楷書で正しく記入してください。				

現住所	〒□□□-□□□□ 都道府県　区市郡　様方 TEL　（　　）
フリガナ	
勤務先名	
勤務先所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県　区市郡 TEL　（　　）

資格・免許等（受講資格とする資格・免許等を記入し、その写しを同封してください。）

資格・免許等の名称及び種別	資格・免許等を与えた者の名称	取得年月日・番号

種別	交付年月日	交付番号	審査欄	受講資格	科目免除
防対					

備考　1　この申請書に、次の書類を同封してください。

(1)　免状写真票、整理票、受講票及びテキスト引換券

(2)　返信用封筒１通（受講資格判定結果通知用）

(3)　申請者の宛名を明記し、110円切手を貼った定形（長形３号縦23.5cm×横12cm）のもの

(4)　写真２枚（免状写真票及び整理票の所定の位置に貼付）

2　講習の手引をよく読んで、太枠内を楷書で正確にもれなく記入してください。

3　「取得年月日・番号」欄については、消防設備点検資格者は、交付番号のみ記入してください。

4　ご記入いただいた情報は、防火対象物点検資格者講習事業における名簿・免状等の作成、及びデータベースの管理、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

別記様式第１号（その１）（裏面）

防火対象物点検資格者講習受講申請書

氏名	

受講番号			

（氏名欄も忘れずに記入してください。）

実務経験の証明

勤務先(会社名等)		業種	
勤務先所在地			
実務経験	年　月　日から　年　月　日まで		
実務の内容			

勤務先(会社名等)		業種	
勤務先所在地			
実務経験	年　月　日から　年　月　日まで		
実務の内容			

勤務先(会社名等)		業種	
勤務先所在地			
実務経験	年　月　日から　年　月　日まで		
実務の内容			

勤務先証明（現在又は最終勤務先の代表者〈部課長でも可〉の証明を受けてください。）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

証明者
職氏名　　㊞

備　考

別記様式第１号（その２）

防火対象物点検資格者講習
免　状　写　真　票

受講番号	
受　講　地	
氏　　名	
受講月日	月　日～　月　日
科目免除コード番号	

写真貼付欄

縦4cm、横3cm
の正面上三分身像

ここに写真をしっかりと
のりづけしてください。

・写真は枠なし縦4cm、横3cmの大きさのもの
・正面からの三分身像で、顔がはっきりわかり、無帽、無背景のもの
・裏面に氏名を書いてください。
・しっかりとのりづけしてください。

年　　月撮影

（６カ月以内に撮影したもの）

申請受付機関で切り取ります

防火対象物点検資格者講習
整　理　票

受講番号	
受　講　地	
科目免除コード番号	

フリガナ		性別	男・女
氏名			
生年月日	昭和 平成　年　月　日生 （満　歳）		
受講月日	月　日～　月　日		

年

月撮影

写真貼付欄

縦4cm、横3cm
の正面上三分身像

ここに写真をしっかりと
のりづけしてください。

出　欠　状　況			
第１日	第２日	第３日	第４日

※太線内のみ記入してください。

申請受付機関で切り取ります

防火対象物点検資格者講習
受　講　票

受講番号	
受　講　地	
科目免除コード番号	

氏名		性別	男・女
生年月日	昭和 平成　年　月　日生		

受　講　年　月　日	
第１日	年　月　日
第２日	年　月　日
第３日	年　月　日
第４日	年　月　日

出席証	
第一日	
第二日	
第三日	
第四日	

◎午前９時10分に開場しますので、受付で出席のチェックを受けてください。
◎遅刻、早退は認められませんので、時間を厳守してください。
◎この受講票は受講の証明書となりますので大切に保管してください。

テキスト引換のときまで切り取らないでください

防火対象物点検資格者講習
テキスト引換券

受講番号		氏名	
受　講　地			
科目免除コード番号			

受講料振替払込受付証明書貼付欄

コピーしたものは不可

㈱　受講料は、受講申請後に受講資格のある方にお送りする「受講料振替払込書」で払込んでいただきますので、受講申請の際にはこの欄に「振替払込受付証明書」を貼付する必要はありません。

1　受講資格の通知に同封の振替払込書により払い込み後、振替払込受付証明書（**コピー不可**）を枠内にのりづけしてください。
2　テキストは、この引換券と引換えに講習会場で配付します。
3　振替払込受付証明書を貼付していない場合は受講できません。

別記様式第２号（表面）

防火対象物点検資格者講習科目免除申請書

年　　月　　日

一般財団法人　日本消防設備安全センター理事長　殿

住　所

氏　名

次のとおり講習科目の一部免除を申請します。

1　科目免除を希望する講習

受講地	都道府県	講習年月日	年　月　日～　年　月　日

2　免除理由

科目免除コード番号	免除理由（該当コード番号を○で囲んでください。）	免除される講習科目	免除時間計
A021	建築基準適合判定資格者検定に合格された方で、建築主事又は確認検査員として２年以上の実務経験を有する方	・施設及び設備の維持管理（２時間）	２時間
A022	特定建築物調査員として、特定建築物の調査について５年以上の実務経験を有する方		
A023	建築設備検査員として、建築設備（昇降機を除く。）及び防火設備の検査について５年以上の実務経験を有する方		
A024	防火設備検査員として、防火設備の検査について５年以上の実務経験を有する方		
A025	一級建築士又は二級建築士として、建築物の設計若しくは工事監理又は建築工事の指導監督について５年以上の実務経験を有する方		
A026	建築設備士として、５年以上その実務経験を有する方		
A027	特定行政庁の職員として、建築行政に関する業務（防火に関するものに限る。）について、５年以上の実務経験を有する方		
A028	市町村の消防団員として、８年以上その実務経験を有する方	・防火管理の意義及び制度（２時間）	２時間
B041	防火管理者として、３年以上防火管理者としての実務経験を有する方（甲種防火管理講習の修了者を除く。）	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・防火管理に係る訓練及び教育（２時間）	４時間
B042	乙種防火管理講習の課程を修了した方で、防火管理上必要な業務について５年以上の実務経験を有する方		
B043	市町村の消防職員として、５年以上その実務経験を有する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間）	４時間
B044	本科目免除コード表A021、A022、A023、A024、A025、A026、A027のいずれかに該当し、かつコードA028に該当する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・施設及び設備の維持管理（２時間）	４時間
B061	本科目免除コード表B041、B042のいずれかに該当し、かつコードA021、A022、A023、A024、A025、A026、A027のいずれかに該当する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・施設及び設備の維持管理（２時間） ・防火管理に係る訓練及び教育（２時間）	６時間
B062	本科目免除コード表B041、B042のいずれかに該当し、かつコードB043に該当する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間） ・防火管理に係る訓練及び教育（２時間）	６時間
B063	本科目免除コード表A021、A022、A023、A024、A025、A026、A027のいずれかに該当し、かつコードB043に該当する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間） ・施設及び設備の維持管理（２時間）	６時間
B071	消防設備士として消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備、又は点検について３年以上の実務経験を有している方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間） ・消防用設備等技術基準（３時間）	７時間
B072	消防設備点検資格者として消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検について３年以上の実務経験を有している方		
C091	本科目免除コード表B071、B072のいずれかに該当し、かつコードB041、B042のいずれかに該当する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間） ・防火管理に係る訓練及び教育（２時間） ・消防用設備等技術基準（３時間）	９時間
C092	本科目免除コード表B071、B072のいずれかに該当し、かつコードA021、A022、A023、A024、A025、A026、A027のいずれかに該当する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間） ・施設及び設備の維持管理（２時間） ・消防用設備等技術基準（３時間）	９時間

裏面につづく

防火対象物点検資格者講習科目免除申請書

氏名	

（氏名欄も忘れずに記入してください。）

受講番号			

C101	甲種防火管理講習の課程を修了した防火管理者として、３年以上防火管理者としての実務経験を有する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間） ・施設及び設備の維持管理（２時間） ・防火管理に係る訓練及び教育（２時間） ・防火管理に係る消防計画（２時間）	10時間
C102	甲種防火管理講習の課程を修了した方で、防火管理上必要な業務について５年以上の実務経験を有する方		
C111	期間ごとに防火対象物点検資格者免状の交付を受けないことにより防火対象物点検資格者の資格を失った方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間） ・防火管理に係る訓練及び教育（２時間） ・防火管理に係る消防計画（２時間） ・消防用設備等技術基準（３時間）	11時間
C131	市町村の消防職員として、火災予防に関する業務について１年以上の実務経験を有する方	・防火管理の意義及び制度（２時間） ・火気管理（２時間） ・施設及び設備の維持管理（２時間） ・防火管理に係る訓練及び教育（２時間） ・防火管理に係る消防計画（２時間） ・消防用設備等技術基準（３時間）	13時間
C132	本科目免除コード表B071、B072のいずれかに該当し、かつコードC101、C102のいずれかに該当する方		
C133	本科目免除コード表A021、A022、A023、A024、A025、A026、A027のいずれかに該当しかつコードC111に該当する方		

備考　免除理由に該当する免状の写し及び実務経験の証明が必要です（受講申請書に記入した実務経験については不要）。

３　実務経験の証明（受講資格で証明されている場合は不要）

勤務先(会社名等)		業種	
勤務先所在地			
実務経験	年　月　日から　年　月　日まで		
実務の内容			

勤務先(会社名等)		業種	
勤務先所在地			
実務経験	年　月　日から　年　月　日まで		
実務の内容			

勤務先証明（現在又は最終勤務先の代表者〈部課長でも可〉の証明を受けてください。）

上記のとおり相違ないことを証明します。

年　月　日

証明者
職氏名　　㊞

別記様式第３号（その１）

防火対象物点検資格者講習再考査申請書

再考査用

一般財団法人　日本消防設備安全センター理事長　殿

防火対象物点検資格者講習修了考査（再考査）を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、この申請書の記入事項に偽りがある場合又は一般財団法人日本消防設備安全センターが定めた期間及び方法により手続等を行わなかった場合には、再考査の結果にかかわらず資格を失効されてもなんら異議を申し立てないことを誓約します。

年　　月　　日

申請者氏名（自署）

受付年月日
再考査番号
再考査希望地
都道府県
再考査希望日
月　　日

再考査受講資格証明				証明印
受講地	受講番号	考査年月日	有効期限	
		年　月　日	年　月　日	

フリガナ			生年月日	性別	本籍
氏名	(姓)	(名)	3 昭和 4 平成　年　月　日	1 男 ・ 2 女	都道府県
現住所	〒　－ 都道府県　区市郡　様方		TEL　（　　）		
フリガナ					
勤務先名					
勤務先所在地	〒　－ 都道府県　区市郡		TEL　（　　）		
勤務先業種	1 消防設備業(製造、販売、工事、保守) 2 電気工事業 3 管工事業	4 ビルメンテナンス業 5 警備保障業 6 消防行政	7 建築行政 8 その他 （　　）		

種別	交付年月日	交付番号	審査欄	受講資格
4				

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格A４とします。

2　この申請書に、次の書類を添付してください。

(1)　整理票、写真貼付票

(2)　返信用封筒

(3)　写真２枚（写真貼付票及び整理票の所定の位置に貼付）

3　この申請書の記入事項は、コンピュータ入力されますので、楷書で正しく記入してください。

4　ご記入いただいた情報は、防火対象物点検資格者講習事業における名簿等の作成、防火対象物点検資格者の免状及びデータベースの作成、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

別記様式第３号（その２）

防火対象物点検資格者講習再考査の手続等について

一般財団法人　日本消防設備安全センター

あなたは、平成16年消防庁告示第17号第２第３号の規定により、再度、防火対象物点検資格者講習の修了考査（再考査）を下記により受けることができます。

なお、再考査を受ける場合には、講習科目の受講はできません。

１　期間及び回数　講習修了後１年以内に、１回に限り受けることができます。

２　期日及び場所　講習実施予定表参照（詳しい日程については、申請受付機関へお問い合せいただくか日本消防設備安全センターのホームページで確認して下さい。）

３　申請書送付先　再考査を希望される申請受付機関（日本消防設備安全センターでは受付ておりません。）

４　申請書類

(1)　再考査申請書（再考査資格証明印のあるもの）

(2)　免状写真票、再考査整理票

(3)　返信用封筒１通（縦23.5cm、横12cmの定形のものに宛名を明記し、110円切手を貼付したもの）

(4)　写真２枚（１枚は免状写真票に、他の１枚は再考査整理票に貼付すること。）

５　再考査手数料等　再考査手数料は、**3,660円**（払込手数料は受講者負担）です。
内訳は、再考査手数料 **3,550円**（消費税込）、合否判定結果通知送料**110円**です。
払込用紙（**3,660円**）は申請後、申請受付機関から送付されます。

６　当日の受付等　申請受付機関から送付される「再考査通知書」に記載してあります。

再考査申請時に切り取り「再考査申請書」に添付してください

防火対象物点検資格者講習
再考査整理票

再考査番号	
受講地	

フリガナ		性別	男・女
氏名			
生年月日	昭和 平成	年　月　日（満　歳）	
再考査月日	月　日		

写真貼付欄

縦4cm、横3cm
の正面上三分身像

ここに写真をしっかりと
のりづけしてください。

年　月撮影

出欠状況	欠
	出

※太線内のみ記入してください。

申請受付機関で切り取ります

防火対象物点検
資格者講習再考査
免状写真票

再考査番号	
受講地	
氏名	
再考査月日	月　日

写真貼付欄

縦4cm、横3cm
の正面上三分身像

ここに写真をしっかりと
のりづけしてください。

・写真は枠なし縦4cm、横3cmの大きさのもの
・正面からの三分身像で、顔がはっきりわかり、無帽、無背景のもの
・裏面に氏名を書いてください。
・しっかりとのりづけしてください。

年　月撮影
（６カ月以内に撮影したもの）

別記様式第４号

郵　便　は　が　き

切手を貼付してください

1 0 5 - 0 0 0 1

東京都港区虎ノ門２－９－16
日本消防会館10階

一般財団法人日本消防設備安全センター 業務部行

差出人氏名					
住所					
受講地		受講番号		受講日	/ ～ /

防火対象物点検資格者免状交付申請書

変更事項記入欄

（受講申請時以降変更があった場合に限り、記入して下さい。）

フリガナ 新　氏名 新　本籍	都道府県
新　住所	〒　　TEL
新　勤務先 名　称	
住　所	〒　　TEL

年　　月　　日

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長　殿

払込日	/

申請者氏名

防火対象物点検資格者免状の交付を申請します。

郵便振替払込金受付証明書

はがれないように全体に
しっかりのり付けしてください。

別記様式第５号（表面）

防火対象物点検資格者再講習受講申請書

一般財団法人　日本消防設備安全センター理事長　殿　　年　月　日

標記再講習を受講したいので、「再講習受講案内」の記載事項を承知のうえ次のとおり申請します。

縦4cm×横3cmの正面上三分身のもの

裏面に氏名を必ず記入ししっかりとのりづけしてください。

フリガナ 氏　名	変更 あり なし	（姓）	（名）	生年月日 3昭 4平　年　月　日	性別 1男 2女	本籍 都道府県	変更 あり なし
現住所	〒□□□-□□□□ 都道府県　区市郡			TEL　（　　）			
防火対象物点検資格者免状	交付年月日 年　月　日			交付番号			
フリガナ 勤務先名称							
勤務先所在地	〒□□□-□□□□ 都道府県　区市郡			TEL　（　　）			
受講日（免状交付年月日）		審査欄	出欠状況				

受講希望地	都道府県
受講希望月日	年　月　日
受講番号	
受講地	
受付印欄	

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ５とします。
2　この申請書に、次の書類を同封してください。
（1）防火対象物点検資格者免状の写し　（2）振替払込受付証明書　（3）受講期限の延長の承認を受けた者にあっては、その承認書
3　ご記入いただいた情報は、防火対象物点検資格者講習事業における名簿・免状等の作成、及びデータベースの管理、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

切り取らないでお出しください

防火対象物点検資格者再講習整理票

受講番号	
受講地	
氏名	

縦4cm×横3cmの正面上三分身のもの

裏面に氏名を必ず記入ししっかりとのりづけしてください。

（筆圧が強すぎると写真が凸凹になりますので注意してください。）

年　月撮影

（６ヵ月以内に撮影したもの）

切り取らないでお出しください

防火対象物点検資格者再講習受講票

（免状引換券）

受講番号	氏名	性別
		男・女
受講地	受講指定日	
講習会場	出席証	

（注）１．太枠内を記入してください。
２．裏面も忘れずに記入し、切手を貼ってください。

あなたが申請された標記再講習の受講を認めますので、次の「受講上の注意」を参照のうえ受講してください。

受講上の注意

1　当日は、次のものを持参してください。
①受講票　②防火対象物点検資格者免状　③筆記用具
（注）テキストは、当日お渡しします。
2　受付時間は、９時20分～40分です。
3　受付に受講票と免状を提示してください。
4　受講に際しては、次の事項を厳守してください。
（1）時間に遅れないこと（遅れた場合は、受講を認めません）。
（2）この受講票の受講番号と同じ番号の座席に座ること（出欠チェックの際離席している場合には、再講習の修了を認めません）。
（3）講義中は質問しないこと（質問がある場合には、休けい時間を利用してください）。
（4）その他係員の指示に従うこと。
5　新免状の交付を受けるときは、この受講票（免状引換券）を受付に提出してください。

一般財団法人　日本消防設備安全センター

別記様式第５号（裏面）

郵　便　は　が　き

切手
を貼って
ください。

受講者
現住所

受講者
氏　名　　様

（現住所・氏名を記入してください。）

受 付 機 関

（注）「受付機関」欄には、記入しないでください。

別記様式第６号（その１）

防火対象物点検資格者再講習受講期限延長申請書

一般財団法人　日本消防設備安全センター理事長　殿

平成14年消防庁告示第９号に基づき、防火対象物点検資格者再講習の受講期限の延長を下記のとおり承認願いたく、延長事由に係る証明を添えて申請します。

年　　月　　日

申請者氏名(自署)

フリガナ		生年月日	性別	本籍
氏名		昭和 平成　年　月　日	1 男 2 女	都道 府県
現住所	〒□□□-□□□□ 都道府県　区市郡　(TEL　－　－　)			
勤務先名				
勤務先住所	〒□□□-□□□□ (TEL　－　－　)			

免状	交付年月日	交付番号
	年　月　日	

受講期限の延長を必要とする事由	該当番号を○で囲んでください。 1　海外旅行 2　災害 3　病気 4　負傷 5　法令の規定による身体の自由の拘束 6　社会の慣習 7　業務の遂行上やむを得ない緊急の用務 8　その他の事由 (　　)
講習受講料払込の有無	□払込済　⇒　払込年月日　　年　　月　　日 □未払込
延長事由の証明 (証明書類を同封する場合は記入しないこと。)	上記のとおり相違ないことを証明します。 年　　月　　日 (証明者)　勤務先名 職氏名　　㊞

決裁	部長	調査役	担当	承認年月日	年　月　日
				承認番号	
				延長期限	年　月　日まで

備考
1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とします。
2　太枠の中を記入してください。
3　この申請書は、再講習受講期限が終了する日までに郵送により提出してください。
4　延長事由の「証明者」は、延長事由を証明するに足る立場にある者に限ります。
5　次のものを同封してください。
(1)　延長事由を証明する書類（『延長事由の証明』欄に証明する場合は不要）
(2)　返信用封筒（申請者の宛名明記、切手貼付）
(3)　防火対象物点検資格者免状のコピー（交付年月日、交付番号及び再講習受講年月日が確認できる部分）
6　ご記入いただいた情報は、再講習期限延長に係る事務及びデータベースの作成に利用します。

別記様式第６号（その２）

防火対象物点検資格者再講習受講期限延長申請上の留意事項

1　再講習受講期限延長期間

再講習受講期限の延長期間は再講習の受講期限が終了した日から１年以内です。

2　再講習受講期限の延長を認める事情（平成14年消防庁告示第９号）

⑴　海外旅行をしていること。

⑵　災害による被害を受けていること。

⑶　病気にかかり、又は負傷していること。

⑷　法令の規定により身体の自由を拘束されていること。

⑸　社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。

⑹　その他一般財団法人日本消防設備安全センターが、やむを得ないと認める事情があること。

3　申　請　方　法

再講習受講期限が終了する日までに郵送により申請してください。

4　申請に必要な書類等

⑴　**再講習受講期限延長申請書**（所定の用紙を使用してください。）

⑵　**防火対象物点検資格者免状のコピー**（交付年月日、交付番号及び再講習受講年月日が確認できる部分）

⑶　**返信用封筒１通**（縦23.5cm、横12cmの定型大封筒に宛名を明記し、110円分の切手を貼付したもの）

5　申請書記入上の注意

⑴　申請書には、青か黒のインク又はボールペンで楷書で記入し、数字は算用数字を使用してください。

⑵　申請書の中の該当する箇所は、○印で囲んでください。

⑶「現住所」の欄は、アパート、マンションなどの場合は、必ず○○方又は室番号まで記入してください。

⑷「延長事由の証明」欄には、延長の事由を証明できる立場にある者が証明してください。ただし、証明書類を同封する場合には、不要です。

⑸　不完全な記入事項があった場合には受理できません。

6　申請書送付先

〒１０５-0001　東京都港区虎ノ門2-9-16　日本消防会館１０階
一般財団法人　日本消防設備安全センター　業務部　講習課
TEL　０３－５４２２－１５９３

7　再講習受講期限延長承認書の交付等

⑴　申請書を受理してから２週間以内に郵送します。

⑵　再講習を受けようとする者は、「再講習受講期限延長承認書」を受領した後、「再講習受講申請書」にその副本を同封して受講を希望する受託機関に申請してください。

別記様式第６号の２（その１）

防火対象物点検資格者再講習受講期限の再延長申請書

一般財団法人　日本消防設備安全センター理事長　殿

令和２年消防庁告示第13号に基づき、防火対象物点検資格者再講習の受講期限の再延長を下記のとおり承認願いたく申請します。

年　　月　　日

申請者氏名(自署)

フリガナ		生　年　月　日	性別	本　　籍
氏　　名		昭和 平成　　年　　月　　日	1 男 2 女	都道 府県
現 住 所	〒□□□-□□□□ 都道 府県　　区市 郡　　(TEL　　－　　－　　)			
勤務先名				
勤 務 先 住　　所	〒□□□-□□□□ (TEL　　－　　－　　)			

免状	交　付　年　月　日	交　付　番　号
	年　　月　　日	

延長承認番号 (再講習受講期限延長承認書記載の延長承認番号)	
受 講 期 限 の 再 延 長 事 由	新型インフルエンザ等及びそのまん延防止措置の影響のため
講 習 受 講 料 払 込 の 有 無	□払込済　⇒　払込年月日　　年　　月　　日
	□未払込

決裁	部　　長	調 査 役	担　　当	承認年月日	年　　月　　日
				承 認 番 号	
				延 長 期 限	年　　月　　日まで

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とします。
　　2　太枠の中を記入してください。
　　3　この申請書は、再講習受講期限が終了する日までに郵送により提出してください。

防火対象物点検資格者再講習受講期限の再延長申請上の留意事項

1　再延長申請対象者

既に再講習の延長申請を行っている方で、日本消防設備安全センターが発行した「再講習受講期限延長承認書」の延長期限内に新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス）の影響で再講習を受講できない方が対象となります。その他の理由は認められません。

2　再講習の再延長期間

日本消防設備安全センターが発行した「再講習受講期限延長承認書」の延長期限から１年以内まで延長されます。

3　申　請　方　法

再講習を延長した受講期限が終了するまでに郵送により申請してください。

4　申請に必要な書類

⑴　**再講習受講期限の再延長申請書**（所定の用紙を使用してください。）

⑵　**防火対象物点検資格者免状のコピー**

⑶　**再講習受講期限延長承認書の副本**

⑷　**返信用封筒１通**（縦23.5cm、横12cmの定型大封筒に宛名を明記し、110円切手を貼付したもの）

5　申請書記入上の注意

⑴　申請書には、青か黒のインク又はボールペンで楷書で記入し、数字は算用数字を使用してください。

⑵　申請書の中の該当する箇所は、○印で囲んでください。

⑶「現住所」の欄は、アパート、マンションなどの場合は、必ず○○方又は室番号まで記入してください。

⑷　不完全な記入事項があった場合には受理できません。

6　申請書送付先

〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-16　日本消防会館10階
一般財団法人　日本消防設備安全センター　業務部　講習課
TEL　03－5422－1593

7　再講習受講期限の再延長承認書の交付等

⑴　申請書を受理してから２週間以内に郵送します。

⑵　再講習を受けようとする者は、「再講習受講期限の再延長申請承認書」を受領した後、「再講習受講申請書」にその副本を同封して受講を希望する都道府県の消防防災事業団体等に申請してください。

別記様式第７号（その１）

防火対象物点検資格者免状書換申請書

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長　殿

下記のとおり防火対象物点検資格者免状の書換を申請します。

年　　月　　日

申請者氏名（自署）

申請者	ﾌﾘｶﾞﾅ		生年月日	性別	本　籍
	氏　　名		昭和 平成　　年　月　日	男 女	都道 府県
	現 住 所	〒 都道 府県 (TEL　　－　　－　　)			
	勤務先名	(TEL　　－　　－　　)			

免状	交付年月日	交付番号
	年　　月　　日	

書換事項	項　　目	新　内　容	旧　内　容
	ﾌﾘｶﾞﾅ		
	1 氏名変更		
	2 本籍変更	都道 府県	都道 府県

備考

1　太枠の中だけ記入してください。

2　免状書換手数料の振替払込受付証明書を裏面に貼付してください。

3　右記の写真貼付欄に写真（縦 4cm、横 3cm）を貼付してください。

4　書換事項を証明できる公的証明書類の写しを１部添付してください。
（住民票・運転免許証・健康保険証等）※6 か月以内に交付されたもの。

5　書換事項は変更事項のみ新旧の内容を記入してください。

写真貼付欄
（縦　4 cm
横　3 cm）

受付年月日	受付番号	手数料確認欄	書換（発送）年月日		
年　　月　　日	第　　号				
			決　　裁		
			部長	調査役	担当

別記様式第７号（その２）

防火対象物点検資格者免状書換申請上の留意事項

1　申請書の受理に必要な書類等

（1）**防火対象物点検資格者免状書換申請書**　　黒インク又は黒ボールペンで記入してください

（2）**免状書換手数料の振替払込受付証明書**　　（下の枠線部分にのりで貼付してください）

（3）**書換えに係る防火対象物点検資格者免状**

（4）**申請用写真（印画紙を使用したもの）１枚**　　縦4cm横3cm、枠なし、6ヶ月以内に撮影し、正面からの上三分身像で無帽、無背景のもの（裏面に氏名、生年月日を記入してください）

（5）**書換事項を証明する公的証明書類の写し**　　（6か月以内に交付された住民票、運転免許証、又は健康保険証等）

（6）**返送用封筒 1通**　　定形サイズ（23.5×12cm長形3号）にお受け取りの宛名を明記し、**460円分の切手**（簡易書留郵便扱い）を貼付したもの

※　他種別の免状を同時申請し、同封する場合でも添付する切手料金は変わりません。

※　書換えに係る防火対象物点検資格者免状が、再講習受講期限の延長承認を受けている場合は、当該「**再講習受講延長期限承認書**」（黄色い用紙）を忘れずにご同封の上、お送りください。

2　免状書換手数料

手数料は、**870円（消費税込）となります。**

指定の払込取扱票によりお近くの郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込み、振替払込受付証明書を貼付してください。

3　申請方法

郵送にて一式お送りください。

申請書送付先

〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館10階
一般財団法人日本消防設備安全センター
業務部　講習課

TEL 03-5422-1593

4　新免状の送付

申請書を受理してから
概ね30日以内に郵送します。

振替払込受付証明書（お客さま用）
貼　付　位　置

はがれないように全体に
しっかり貼ってください。

のりしろ

別記様式第８号

防火対象物点検資格者住所等異動届

年　　月　　日

免状	交付年月日				交付番号	
	年　　月　　日					
氏名	フリガナ		生年月日	年号	年	月　日
	漢字			3昭 4平		
			現住所コード			
変更事項	現住所	コード 111	〒 都道府県　　区市郡 （TEL　　－　　－　　）			
	勤務先名	コード 121				
	勤務先所在地	コード 121	〒 都道府県　　区市郡 （TEL　　－　　－　　）			

処理欄	受付年月日	データ渡し年月日	担当	備考

備考　1　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とします。

2　太枠内を楷書で正確にもれなく記入してください。

3　変更内容にかかわらず「免状」、「氏名」、「生年月日」欄は、必ず記入してください。

4　「生年月日」欄の年号は、該当する数字を○印で囲んでください。

5　防火対象物点検資格者免状のコピーを同封してください。

6　再講習受講案内の発送時期によっては前住所宛に郵送される場合がございます。

7　ご記入いただいた情報は、データベースの作成、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

送付先　〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-16　日本消防会館10階
一般財団法人　日本消防設備安全センター　業務部　講習課
TEL　03－5422－1593
FAX　03－5422－1584

※　再講習受講案内を必要とする方は、受取人の住所・氏名を明記し、180円切手を貼付した返信用封筒（角形2号封筒）１通を安全センター業務部講習課宛にお送りください。

別記様式第９号（その１）

防火対象物点検資格者免状再交付申請書

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長　殿

下記のとおり防火対象物点検資格者免状の再交付を申請します。

年　　月　　日

申請者氏名（自署）

申請者	ﾌﾘｶﾞﾅ		生年月日	性別	本　籍
	氏　名		昭和 平成　　年　月　日	男 女	都道 府県
	現住所	〒 都道 府県 （TEL　　－　　－　　）			
	勤務先名	（TEL　　－　　－　　）			

免状	交付年月日	交付番号
	年　月　日	

前回再講習 受講状況	受講地（都道府県）	受講年月日
	都道 府県	年　月　日

再交付理由	1.　亡失　・　滅失 2.　汚損　・　破損 （該当番号を○で囲んでください）	再交付理由の生じた状況

備考

1　太枠内の分かる範囲を記入してください。
2　免状再交付手数料の振替払込受付証明書を裏面に貼付してください。
3　右記の写真貼付欄に写真（縦 4cm、横 3cm）を貼付してください。
4　汚損・破損の場合は当該免状を添付してください。
5　裏面の留意事項をよく読んで記入してください。

写真貼付欄
（縦　4 cm
横　3 cm）

受付年月日	受付番号	手数料確認欄	再交付（発送）年月日		
年　月　日	第　　号				
			決　裁		
			部長	調査役	担当

別記様式第９号（その２）

防火対象物点検資格者免状再交付申請上の留意事項

1　申請に必要な書類等

（1）　**防火対象物点検資格者免状再交付申請書**　黒インク又は黒ボールペンで記入してください。

（2）**免状再交付手数料の振替払込受付証明書**　（下の枠線部分にのりで貼付してください）

（3）**申請用写真（印画紙を使用したもの）１枚**　縦4cm横3cm、枠なし、6ヶ月以内に撮影し、正面からの上三分身像で無帽、無背景のもの（裏面に氏名、生年月日を記入してください）

（4）**返送用封筒　1通**　定形サイズ（23.5×12cm長形3号）にお受け取りの宛名を明記し、**460円分の切手**（簡易書留郵便扱い）を貼付したもの

※　他種別の免状を同時申請し、同封する場合でも添付する切手料金は変わりません。

※　破損又は汚損したことにより再交付をご申請する場合は、当該免状を同封し、書留又は簡易書留にてお送りください。

2　免状再交付手数料

手数料は、**1,750円（消費税込）となります。**

指定の払込取扱票によりお近くの郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払い込み、振替払込受付証明書を貼付してください。

3　申請方法

郵送にて一式お送りください。

申請書送付先

〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館10階
一般財団法人日本消防設備安全センター
業務部　講習課

TEL 03-5422-1593

4　新免状の送付

申請書を受理してから
概ね30日以内に郵送します。

振替払込受付証明書（お客さま用）
貼　付　位　置

はがれないように全体に
しっかり貼ってください。

のりしろ

別記様式第10号

財務諸表等開示請求書

一般財団法人日本消防設備安全センター　理事長　殿

年　　月　　日

（請求者）	氏名（法人その他の団体にあっては名称及び代表者の役職・氏名）	
	住所又は居所（法人その他団体にあってはその所在地）及び電話番号	〒 ＴＥＬ
	連絡先（上記以外を連絡先とする場合に記入）	氏名 ＴＥＬ

一般財団法人日本消防設備安全センター防火対象物点検資格者講習事務規程第28条に基づき、下記のとおり財務諸表等の開示を請求します。

記

1　請求する財務諸表等の種類（請求するものを○で囲んでください。）

①　貸借対照表	②　正味財産増減計算書	③　事業報告書

2　希望する開示の方法（希望するものを○で囲んでください。）

①閲覧	②書面による開示	③ＣＤによる開示	④その他

（受付欄）

手数料の額	同左入金日	処理者印	確認印	備考
円	年　　月　　日			